

指定医療機関の届出事項一覧

届出を要する事項	指定申請	廃止届	変更届	休止届	
<ul style="list-style-type: none"> ・次の事由等により開設者が変更になった場合。 <ul style="list-style-type: none"> ア 指定医療を他に譲渡した場合(親子の交代を含む)。 イ 個人⇄法人に組織変更した場合。 ウ 医療法人・社会福祉法人など法人の種類を変更した場合。 (法人代表者の変更の場合は届出等の必要はありません。) ・病院⇄診療所に規模変更した場合。 ・指定医療機関の所在地を移転した場合。 	○	○			
<ul style="list-style-type: none"> ・指定医療の名称を変更した場合。 ・指定医療の所在地又は指定施術者及び助産師の住所が、住居表示、地番整理等により変更された場合。 ・施術者及び助産師で氏名を改姓等により変更した場合。 ・管理者を変更した場合。(医療法第 28 条による変更以外は、届出等の必要はありません。) 			○		
<ul style="list-style-type: none"> ・指定医療の開設者又は指定施術者本人が死亡し、あるいは、失そのの宣告を受けた場合。 ・指定医療の開設者又は指定施術者本人が当該業務を廃止した場合。 		○			
<ul style="list-style-type: none"> ・天災その他の原因により、指定医療の建物若しくは設備の一部が損壊し、正常に医療を担当することができなくなったが、当該指定医療の開設者がこれを復旧する意思及び能力を有する場合。 ・指定医療機関に勤務する医師、歯科医師、薬剤師その他の従業員が死亡し、又は辞職等をしたため、正常に医療を担当することができなくなったが、当該指定医療機関の開設者がこれを補充する意思及び能力を有する場合。 ・指定医療機関の開設者又は本人が自己の意思により当該指定医療機関又は業務を休止した場合。 				○	
<ul style="list-style-type: none"> ・休止した指定医療機関を再開した場合。 					再開届
<ul style="list-style-type: none"> ・他法による処分を受けた場合。 					処分届
<ul style="list-style-type: none"> ・指定医療機関の指定を辞退しようとする場合。(30 日以上の予告期間が必要です。) 					指定辞退届書